

●香川県告示第287号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第1項及び第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり名称及び売りさばき所の変更の届出があった。

平成25年6月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更年月日

名称 平成23年11月1日

売りさばき場所 平成25年5月28日

2 名称

変更前 有限会社高松自動車学校

変更後 株式会社T・D・S

3 売りさばき場所

追加 丸亀市飯山町西坂元585番地 丸亀自動車学校内